

基本協定書（案） 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
1	2頁 第9条	本協定の有効期間は、 <u>締結された全ての事業契約が終了した日</u> 又は全ての事業契約が締結に至る可能性がないと甲が判断し乙に通知し、かつ乙がこれを承諾した旨を回答した日までとする。	本協定の有効期間は、 <u>全ての事業契約が締結された日</u> 又は全ての事業契約が締結に至る可能性がないと甲が判断し乙に通知し、かつ乙がこれを承諾した旨を回答した日までとする。